

シルバー人材センター総合保険について

賠償責任保険

(年間約 280,000 円をセンターが負担しています。)

センターの会員が、各種の仕事を遂行中、他人の身体、財物に与えた賠償事故を担保する保険です。法律上の損害賠償を負担することによって被る損害に対する保険です。例えば、次のような場合に支払われます。

- (1) 塗装中誤ってペンキを通行人にかけてしまったとき
- (2) 子供の世話をしている過失によってケガをさせた場合
- (3) 清掃中誤って物を壊したとき。

1. 保険の種類及び給付対象

契約項目・内容			
施設・事業	活動事故		支払限度額
	対人賠償	1名	1億円
		1事故	1億円
		保険期間中	1億円
対物賠償	1事故	1億円	
	保険期間中	1億円	
管理財物事故	1事故	1,000万円	
	保険期間中	1,000万円	
事故初期対応費用	特約	1,000万円	
訴訟対応費用	特約	1,000万円	
人格権侵害事故	1事故	1,000万円	
	保険期間中	1,000万円	

※保険適用・非適用については、シルバー人材センター総合賠償責任保険の約款に記載の通りとなります。

2. 保険金を支払えない主な場合

- 保険契約者・被保険者が故意に起した事故、または、重大な過失により法令に違反して行った仕事の結果に起因する賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- 被保険者(会員)が、被保険者(センター)の業務に従事中被った身体の障害に起因する損害賠償
- 戦争、暴動、騒じょう、労働争議による事故、地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- 騒音に起因する損害賠償責任
- 自動車事故
- 仕事のかしに起因する仕事の目的物の損壊自体
- 塗料またはその他の塗料材料の飛散防止策を取らずに行われた塗装作業による塗料の飛散・拡散に起因する損害賠償責任
- 自然の消耗又は性質によるかび、変色、さび等並びにねずみ喰いの損壊

万一事故が起き、ケガ人や物損が生じた場合は、すみやかにセンターに連絡してください。

(社)常滑市シルバー人材センター 電話 89-7722 Fax 89-7706